

令和8年3月 31 日

事業者の皆様へ

財政課 契約管財班

## 契約事務に係る請求書の運用変更について

標記のことについて、令和8年4月1日以降の契約事務に係る請求書について、一定の要件を満たすことで押印を省略できる取り扱いといたします。また、インボイスに関する記載事項(インボイス発行事業者登録番号・適用税率・消費税額)の記入欄を追加しております。

つきましては、下記のとおり運用しますので、必要に応じたご対応をお願いいたします。様式につきましては、別添の新様式を使用させていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 押印省略について

##### 押印を省略できる要件

- ・氏名の下に電話番号を記入する。
- ・請求書下部に「①発行責任者」及び「②担当者」に関する事項を追記する。
  - \*発行責任者:事業所における権限者または権限受任者(代表取締役、支店長・営業所長等)
  - \*担当者:本取引に関する事務担当者
  - ※①と②は同一人物でも可とする。
  - ※押印された請求書はこれまでと同様の取扱いとする。(①と②の記載不要)

#### 2. インボイスに関する記載事項について

適格請求書発行事業者は、登録番号、適用税率、消費税額等を記載する。

#### 3. 提出方法

紙の持参・郵送に加え、電子メール(PDF形式)、ダウンロード方式、ファックスの提出も可とする。ただし、文字等が不鮮明なものは再提出をお願いする場合がある。

※電子メール、ダウンロード方式、ファックス等での提出は、押印があっても押印省略と同じ取扱いになるため、1.の省略要件(発行責任者等の記載)を満たすこと。

#### 4. 適用年月日

令和8年4月1日以降に発行される請求書から適用する。

#### 5. その他

- ・法令等により押印を規定しているものは除外する。
- ・委任状、領収書その他の重要書類は引き続き押印を求める。